

本 宮 市 長

住 所  
氏 名  
電話番号

空き家バンク物件登録申込書

もとみや空き家バンク実施要綱第4条第1項の規定により、裏面の事項について同意・確認の上、下記物件の登録を申し込みます。

記

1 登録する物件

所在地 : 本宮市

---

2 添付書類

- ・空き家バンク物件登録カード（様式第2号）
- ・本人確認書類の写し
- ・登記事項証明書
- ・位置図
- ・委任状（様式第1号の別紙1）※必要な場合のみ

3 契約交渉の方法について

①直接型 ②間接型 を選択します。（いずれかに○）

- ① 直接型： 契約交渉に係る全てについて、所有者等と当該空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の両者間で、責任をもって行います。（所有者が指定する宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）による交渉を含む。）
- ② 間接型： 契約交渉に係る全てについて、本宮市と空き家等対策に関する協定を締結している公益社団法人福島県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）へ仲介を依頼します。

【備 考】

本宮市個人情報保護条例（平成19年1月1日本宮市条例第13号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本宮市の関係部局、空き家等対策に関する協定を締結している宅建協会及び利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

（裏面に続く）

## 同意・確認書

私は、もとみや空き家バンクに物件登録を申し込むにあたり、下記の事項について同意・確認しました。

氏 名 \_\_\_\_\_

### 記

- (1) 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団若しくは同項第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではありません。
- (2) 私の住所・氏名・電話番号等の連絡先を空き家利用希望者及びその仲介を行う宅建業者へ通知することに同意します。
- (3) 契約交渉の方法について間接型を選択した場合は、本宮市と空き家等対策の推進に関する協定を締結している宅建協会への仲介を依頼すること。また、空き家バンク物件登録カード(様式第2号)の情報を宅建協会に通知することに同意します。
- (4) 宅建協会へ仲介を依頼し賃借・売買の契約が成立したときは、法令に基づく報酬の範囲内において、仲介を行った宅建業者に報酬を支払います。
- (5) もとみや空き家バンク登録の有効期限は2年間とし、所有者等が延長の申出を行わない場合は、登録を取り消すことに同意します。
- (6) 空き家バンク物件登録カード(様式第2号)に記載する事項のうち、所有者等の個人情報及び売却(賃貸)希望価格の情報を除いて、市が運営する空き家バンクサイト及び全国版空き家バンクに公開することに同意します。
- (7) 契約交渉等を通して得られた情報については、私自身が目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。
- (8) 市は、所有者等と利用希望者間で行う物件の賃借・売買等に関する交渉・契約等に関しての仲介行為は行わないことに同意します。
- (9) 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、当事者間で解決にあたり、市には責任を追究しません。